

「放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案についての意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、下表のとおりです。

(意見募集期間：平成27年1月23日～同年2月23日)

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
1	<p>○ 社会的費用の項で自覚されているように一の者が保有する認定放送持株会社の議決権の上限が緩和されることとなるため、認定放送持株会社の傘下の放送事業者に対する一の者の関与が強くなる可能性があり、当該緩和により放送法が要請する放送の多元性・多様性・地域性について影響を与える可能性がある。地方放送局は局数も少なく NHK+全国ネット系列2局程度となっている今回の改悪によって多元性・多様性・地域性が失われる危険性は極めて大きいメディアの独占寡占にはきわめて弊害が大きいので今回の緩和は行うべきではない</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p>	<p>○ 本案において、認定放送持株会社の議決権保有制限の規制緩和を行う範囲は、現行のマスメディア集中排除原則の特例の範囲内にとどまることから、「放送の多元性・多様性・地域性」に与える影響は必要最小限のものであり、放送の普及及び健全な発達の観点から規制緩和を行うことは適当であると考えます。</p>
2	<p>○ 私は、テレビ局の持ち株会社方式には、反対です。地方局までも、東京の親局の支配下では、影響力が大きくなり報道に支障がでます。地方局は、東京の親局が株式を保有しているのだからへたなことは報道できないと地方局側は思い肝心な報道をしなくなります。私は、メディアのクロスオーナーシップは全て禁止すべきと思います。今でも、新聞社がテレビ局の株式を保有して影響力が大きくなっていて、自分達の都合が悪いことは報道しない。実際報道していないことが多いです。インターネット、海外メディアを見て初めて知った事が多いです。中国、韓国などのニュースを見ても、気を遣って報道しているようにしか思えません。今すぐに、クロスオーナーシップを禁止にすべきです。TBSなど不動産などメディアとは、関係ない事業までやっているこれは異常だと思います。メディアに指導すべきです。テレビ局に、ちゃんと電波利用料を払わせるべきです。ほとんど携帯電話事業者が、払っています。テレビ局にしっかり払わせてください。公平に負担させるべきです。いくらテレビが、災害などで役立つと言っても、携帯電話電話も今や契約者1億台を超えて今や生活必需品</p>	<p>○ 認定放送持株会社制度は、放送を取り巻く経営環境の変化に柔軟に対応するため、持株会社によるグループ経営を、放送事業における経営の選択肢の一つとして導入された制度であり、引き続き必要な制度であると考えます。</p> <p>その他の点について頂いたご意見につきましては、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>です。それは、2011年の東日本大震災でわかっているはずで。携帯電話は災害にも役立ちます。私は、携帯電話事業者を免除すべきだと思います。私は、外国人のメディアの株式保有には反対です。外国人の影響力が心配だからです。やはり日本のメディアは日本人が株式を、保有すべきです。テレビ局、ラジオ局、新聞社の役員など一切メディアの人間を入れてはなりません。携帯電話の、周波数テレビが使っている周波数携帯電話向けに開放すべきです。今携帯電話は、周波数が足りなくなっています。やはり携帯電話にもっと周波数を割り当ててやってください。テレビ、テレビ優遇しすぎです。</p> <p style="text-align: right;">【個人②】</p>	
3	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民放事業者の経営の選択肢を拡げる観点から、その趣旨や方向性について評価いたします。この制度は、個々の民放事業者の経営判断により「任意に」規制緩和を活用して経営基盤の強化や改善を図る制度であると考えます。</li> <li>○ 今回、中波ラジオ局の「指定放送対象地域」において、三大広域圏の指定が見送られていますが、本制度の運用にあたっては、適宜適切に、各地の実情を踏まえた制度の見直しを検討することを要望いたします。</li> </ul> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民放事業者の経営の選択肢の拡大に資することから、その趣旨や方向性について評価いたします。</li> <li>○ 今回、整備案は、認定放送持株会社の「関係会社」の支配の定義を「議決権保有10%超」と規定し諸規制の適用を受けるとしていますが、「議決権保有10%超～1/3以下」の地上基幹放送事業者を認定放送持株会社の「関係会社」に位置付け諸規制を適用することは避けるべきと考えます。</li> </ul>	<p>【経営基盤強化計画認定制度 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。なお、ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる「任意」の制度です。</li> <li>○ 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものいたします。</li> </ul> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</li> <li>○ 認定放送持株会社は、自ら基幹放送事業者となつてはならないこととされており、また、その傘下には複数の放送対象地域にわたる複数の基幹放送事業者が属することとなることが想定される会社であることから、このようなそもそも放送対象地域</li> </ul>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p style="text-align: right;">【朝日放送㈱】</p>	<p>の概念のない認定放送持株会社に係る支配関係の定義については、制度の適用がいたずらに複雑かつ不安定となることがないよう、今般、一律に議決権支配の基準を「議決権保有10%超」としたものです。</p> <p>ただし、認定放送持株会社が10分の1超3分の1以下の議決権保有のみにより支配関係を有する関係会社については、マスメディア集中排除原則においては「支配関係」に当たらないものとみなすこととし、規制強化とならないように配慮しているところです。</p>
4	<p>○ 経営資源の効率的運用、放送事業経営の安定性確保、競争力強化といった認定放送持株会社制度のメリットは、地上基幹放送事業者のみならず、衛星基幹放送事業者においても同様にあてはまることから、放送法および関係省令の改正にあたっては、衛星基幹放送事業者が主体となりうる認定放送持株会社制度の整備も視野に入れて頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【㈱WOWOW】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
5	<p>【経営基盤強化計画認定制度】</p> <p>○ この度、「放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案」において示された、経営基盤強化計画認定制度に関しては、弊社は、関東広域圏であることから、本制度の対象外ではありますが、ラジオ事業者の経営の選択肢を広げる観点から、その趣旨については、賛同いたします。</p> <p>○ この制度の利用については、あくまでも個々の事業者の自主的な経営判断に委ねられるものと理解しております。</p> <p>○ ラジオ局は、都市部と地方、FM局とAM局、ラテ兼営局と単営局等、個社によって経営環境が大きく異なっており、経営強化のための制度に関しても、広く</p>	<p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○ ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる「任意」の制度です。</p> <p>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>民放ラジオ事業者の意見を反映するとともに、柔軟な制度の運用をしていただくよう、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【㈱TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】</p>	
6	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年6月に成立した改正放送法、および今回の整備案で示された経営基盤強化計画認定制度は、民放事業者が経営困難に陥る前の段階で、個々の民放事業者の経営判断により「任意に」規制緩和を活用して経営基盤の強化や改善を図る趣旨で導入された新たな制度であると認識しています。民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から、その趣旨や方向性について賛成します。</li> <li>○ 放送対象地域制度などによって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ放送、地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、地方創生が国の重要課題とされるなか、その意義はますます高まっていると言えます。したがって本制度の運用は、放送対象地域制度自体の形骸化につなげることがないよう、民放事業者の意見を十分に踏まえ、議論・検討が必要と考えます。</li> <li>○ 個々の民放事業者の経営形態、経営状況はさまざまであり、かつ刻々と変化していることから、本制度の今後の運用にあたり、個々の民放事業者の考え方や要望を十分に汲みあげ、規制緩和項目の追加、指定放送対象地域の追加など、適時適切に制度の見直しを検討するよう要望します。</li> <li>○ なお、本制度はまったく新たな制度であることから、民放事業者などへの十分な周知を行っていただくよう要望します。</li> </ul> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について（全体）】</p>	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。なお、ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる「任意」の制度です。</li> <li>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</li> <li>○ 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものいたします。</li> <li>○ 民放事業者などへの周知に努めてまいります。</li> </ul> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について（全体）】</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>○ 昨年6月に成立した改正放送法、および今回の整備案で示された認定放送持株会社の認定の要件の緩和、マスメディア集中排除原則の緩和は、これまで日本民間放送連盟が要望してきた事項の一部が反映されたものであり、民放事業者の経営の選択肢の拡大に資することから、整備案に概ね賛成します。</p> <p>○ 整備案は、認定放送持株会社の「関係会社」の支配の定義を地上基幹放送事業者の「議決権保有10%超」などと規定しています。本規定は改正放送法の趣旨と直接的に関係しないにもかかわらず、多くの地上基幹放送事業者が新たに「関係会社」として諸規制の適用を受けることになるため、認定放送持株会社による「議決権保有10%超～1/3以下」の地上基幹放送事業者を「関係会社」に位置付けることは避けるべきと考えます。</p> <p>○ 整備案のうち、「特定役員」の定義の変更、認定放送持株会社の「関係会社」の概念の導入などに関しては、民放事業者および認定放送持株会社の事業運営に支障が生じないよう、十分な移行期間を設けることを要望します。</p>	<p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○ 認定放送持株会社は、自ら基幹放送事業者となってはならないこととされており、また、その傘下には複数の放送対象地域にわたる複数の基幹放送事業者が属することとなることが想定される会社であることから、このようなそもそも放送対象地域の概念のない認定放送持株会社に係る支配関係の定義については、制度の適用がいたずらに複雑かつ不安定となることがないように、今般、一律に議決権支配の基準を「議決権保有10%超」としたものです。</p> <p>ただし、認定放送持株会社が10分の1超3分の1以下の議決権保有のみにより支配関係を有する関係会社については、マスメディア集中排除原則においては「支配関係」に当たらないものとみなすこととし、規制強化とならないように配慮しているところです。</p> <p>○ 「特定役員」の定義は、マスメディア集中排除原則及び外国性の排除における役員規制の解釈・運用の明確化を図るものです。</p> <p>放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号。以下「改正放送法」という。）附則第7条において、マスメディア集中排除原則の適用について施行日から起算して1年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとし、改正放送法附則第8条において、認定放送持株会社の関係会社</p>



No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>○ 「放送政策に関する調査研究会第一次取りまとめ」（平成25年8月）で「引き続き検討」とされたマスメディア集中排除原則の緩和をはじめとする日本民間放送連盟の諸要望については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。</p> <p>○ なお、マスメディア集中排除原則に関する現行の2つの省令が1つの新省令に置き換わるなど、制度の体系や記述が大幅に変わることから、民放事業者などへの十分な周知を行っていただくよう要望します。</p> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について（認定放送持株会社の子会社の地上基幹放送事業者とBS放送事業者関連）】</p> <p>○ 現行制度上、認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事業者とBS放送事業者の間の水平方向の役員兼任は可能とされているところ、今回の案では不可となっています。</p> <p>BS放送は、地上基幹放送と比べ発展途上のメディアであり、限られたグループ内の経営人材を有効活用しつつその経営基盤を強化し、地上放送事業で蓄積された経営・制作ノウハウを共有していく観点から、地上基幹放送との役員の人事交流を一定程度認めることが、放送の普及等の観点から特に必要です。</p> <p>このように、認定放送持株会社グループにおける限られた経営人材を有効活用する観点から、引き続き、当該子会社の地上基幹放送事業者と子会社のBS放送事業者の役員兼任を可能としていただきたくお願いします。</p>	<p>に係る届出について施行日から起算して3月以内に届け出ることとする経過措置を規定しているところです。</p> <p>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>○ 民放事業者などへの周知に努めてまいります。</p> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について（認定放送持株会社の子会社の地上基幹放送事業者とBS放送事業者関連）】</p> <p>○ ご指摘を踏まえ、以下の条文を追加する修正を行うことといたします。</p> <p>（第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用に係る特例）</p> <p>第十四条 第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	【日本テレビ放送網㈱】	
7	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営基盤強化認定制度の導入 民放事業者、特にラジオ局が経営困難に陥る前に救済するための制度であり、ラジオメディアの存続のため必要な政策であると評価します。 ことに指定放送対象地域を定めるにあたって、県域の中波、超短波放送だけに限定せず、全国放送の短波も制度の対象としたことは妥当な判断であり、賛成します。</li> <li>○ 同制度では、隣県同士の県域ラジオ局が、一定の地域性確保を条件に放送番組を同一化するのを認める案を、当面の強化策として示しています。これに限らず、今後、ラジオ局が策定する経営基盤強化計画には、各局が自主的に考える多様な強化策が盛り込めるよう、柔軟な運用を期待します。</li> </ul> <p>【認定放送持株会社制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定放送持株会社制度における議決権保有制限の緩和（放送法施行規則第270号の改正について） 特別地上基幹放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事業者と放送対象地域が重なる地上基幹放送事業者）に関する規定が今回、緩和されます。 これは平成23年6月に措置されたラジオに係るマス排の規制緩和（具体的にはラジオ4局特例、および認定放送持株会社傘下のテレビ1局+ラジオ4局特例）</li> </ul>	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</li> <li>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</li> </ul> <p>【認定放送持株会社制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</li> </ul>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>との整合性を考えて、改正されるものであり、適当であると考えます。</p> <p>【株日経ラジオ社】</p>	
8	<p>【放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）の一部を改正する省令案 第4章 基幹放送 第3節の2 経営基盤強化計画の認定（第91条の2―第91条の13）】</p> <p>○ 今回の整備案で示された経営基盤強化計画認定制度は、一昨年の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会～中間とりまとめ」の中で提言された「経営基盤の強靱化～新たな制度整備の検討着手」を具現化したものであり、且つ、同「とりまとめ」にある「放送設備、送信設備の強靱化＝ハード面での強靱化」と「両輪」をなすものであることから、その趣旨や方向性について賛同したい。</p> <p>○ 同時に、民放事業者が経営困難に陥る前の段階で、経営基盤の強化や改善を図ることが可能となる制度であり、又、「一定の地域情報」「情報の多元性」を保った上で、民放事業者の経営基盤をも確保する制度と認識できることから、評価したい。</p> <p>○ さらに、民放AMラジオ事業者が今回の制度を利用しておこなう「経営基盤強化」は、既に制度化・具体化されているAMラジオ放送のFM放送活用等による「送信設備の強靱化」促進につながり、結果、国としての喫緊の課題である「災害対策を目的とした放送ネットワークの強靱化」の推進に寄与するものであることから評価したい。</p> <p>○ 尚、今後の本制度の運用にあたっては、個々の民放ラジオ事業者の経営形態、経営状況はもとより、その「地域性」を踏まえた弾力的な対応を要望すると共</p>	<p>【放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）の一部を改正する省令案 第4章 基幹放送 第3節の2 経営基盤強化計画の認定（第91条の2―第91条の13）】</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○ 本制度について、適時適切に見直しを検討を行うものとしたします。</p>



No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>に、同事業者の個々の考え方を汲み上げながらの制度の適時適宜見直しの検討をお願いしたい。</p> <p>○ 加えて、本制度について、民間放送事業者、特にラジオ事業者への十分な周知をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【株ニッポン放送】</p>	<p>○ 民放事業者などへの周知に努めてまいります。</p>
9	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <p>○ 改正放送法並びに今回の省令整備案で示された経営基盤強化計画認定制度は、民放事業者が経営困難に陥る前の段階で経営基盤の強化や改善を図れるよう創設されたものと認識しており、その趣旨には賛成する。一方で、この制度の趣旨や方向性を十分に実現・機能させるためにも、あくまで放送事業者が「自主的、任意」に、この制度を活用できることが望ましいと考えている。</p> <p>○ 今後の運用については、民放事業者の考え方や要望を十分に汲み上げて行うことが大切であり、必要に応じて追加的な規制緩和や見直しについても検討して頂けるよう要望する。</p> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】</p> <p>○ 改正放送法並びに今回の省令等整備案で示された認定放送持株会社制度やマスメディア集中排除原則の緩和は、民放事業者の経営選択肢の拡大に資するものであり、概ね賛成する。</p> <p>○ 一方で、テレビ、ラジオ、BSの異なる基幹放送事業を中核に総合メディア事業としての成長を志向する当社としては、グループ経営資源の一層効率的な配分と持続的な収益拡大を目指すためにも、認定放送持株会社制度やその運用に関して以下の検討が必要だと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産要件の計算に係る「密接関連業務の範囲の拡大」を要望したい。地上</li> </ul>	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。なお、経営基盤強化計画認定制度は、経営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる「任意」の制度です。</p> <p>○ 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものとしたします。</p> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>基幹放送事業者、とりわけキー局については、災害時ライフラインやネットワークの要として一層の責務を果たす一方で、五輪・W杯サッカー等の国民的イベントの放送や国際競争力のある高品質番組・コンテンツ制作のための負担増大に対応しなければならない。そのために、従来の放送事業のスポンサー収益に止まらない収益源の多角化はもはや経営の基本ともなっており、認定放送持株会社傘下のグループ全体で放送セグメントを支えなければならない。そうした観点から放送の周辺領域の業務については、密接関連業務またはそれに準じた扱いについて、今後ともなお一層の検討継続をお願いしたい。具体的には、①音楽事業（制作・販売・流通等）系子会社・関連会社の業務、②映像事業・文化事業（映画・演劇・演奏会・イベント等の制作・興行等）系子会社・関連会社の業務、③インターネット等通信関連事業の業務についての放送セグメントとの隣接性に関して、さらなる検討と手当てをお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定放送持株会社制度の運用については、一つの持株会社に複数の地上基幹放送子会社を連結すること自体の効用に必ずしも限定されるものではないと考える。放送事業を取り巻く経営環境の変化と放送・通信の技術革新により、テレビやラジオ、BSの基幹放送を通じた広告放送モデルに加えて、各種の有料放送モデル、さらには、インターネット等での配信事業も含めた総合メディア事業の視点からのマス排原則のあり方を議論する必要性が高まっている。こうした将来に亘る新事業の総体や多様な伝送路の利用を通じて、従来から取り組んできた放送事業の多様性・多元性の確保と同等の効果を実現できる可能性が拡大している。またキー局等では、視聴者ばかりでなく株主に対する上場会社としての責任も一層議論される状況に至っている。こうした点も踏まえ、グループ経営の一層の効率化・活性化の観点から、認定放送持株会社制度の運用の自由度をどのように増すかについて、引き続き恒常的</li> </ul>	

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>な検証・検討を要望したい。</p> <p>【(株)東京放送ホールディングス】</p>	
10	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年6月に成立した改正放送法、および今回の整備案で示された経営基盤強化計画認定制度は、民放事業者が経営困難に陥る前の段階で、個々の民放事業者の経営判断により「任意に」規制緩和を活用して経営基盤の強化や改善を図る趣旨で導入された新たな制度であると認識しています。民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から、その趣旨や方向性について賛成します。</li> <li>○ 放送対象地域制度などによって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ放送、地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、地方創生が国の重要課題とされるなか、その意義はますます高まっていると言えます。したがって本制度の運用は、放送対象地域制度自体の形骸化につながることはないよう、民放事業者の意見を十分に踏まえ、議論・検討が必要と考えます。</li> <li>○ 個々の民放事業者の経営形態、経営状況はさまざまであり、かつ刻々と変化していることから、本制度の今後の運用にあたり、個々の民放事業者の考え方や要望を十分に汲みあげ、規制緩和項目の追加、指定放送対象地域の追加など、適時適切に制度の見直しを検討するよう要望します。</li> <li>○ なお、本制度はまったく新たな制度であることから、民放事業者などへの十分な周知を行っていただくよう要望します。</li> </ul> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年6月に成立した改正放送法、および今回の整備案で示された認定放送持</li> </ul>	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。なお、ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる「任意」の制度です。</li> <li>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</li> <li>○ 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものいたします。</li> <li>○ 民放事業者などへの周知に努めてまいります。</li> </ul> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について（全体）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り</li> </ul>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>株会社の認定の要件の緩和、マスメディア集中排除原則の緩和は、これまで当連盟が要望してきた事項の一部が反映されたものであり、民放事業者の経営の選択肢の拡大に資することから、整備案に概ね賛成します。</p> <p>○ 整備案は、認定放送持株会社の「関係会社」の支配の定義を地上基幹放送事業者の「議決権保有10%超」などと規定しています。本規定は改正放送法の趣旨と直接的に関係しないにもかかわらず、多くの地上基幹放送事業者が新たに「関係会社」として諸規制の適用を受けることになるため、認定放送持株会社による「議決権保有10%超～1/3以下」の地上基幹放送事業者を「関係会社」に位置付けることは避けるべきと考えます。</p> <p>○ 整備案のうち、「特定役員」の定義の変更、認定放送持株会社の「関係会社」の概念の導入などに関しては、民放事業者および認定放送持株会社の事業運営に支障が生じないよう、十分な移行期間を設けることを要望します。</p>	<p>ます。</p> <p>○ 認定放送持株会社は、自ら基幹放送事業者となつてはならないこととされており、また、その傘下には複数の放送対象地域にわたる複数の基幹放送事業者が属することとなることが想定される会社であることから、このようなそもそも放送対象地域の概念のない認定放送持株会社に係る支配関係の定義については、制度の適用がいたずらに複雑かつ不安定となることがないように、今般、一律に議決権支配の基準を「議決権保有10%超」としたものです。</p> <p>ただし、認定放送持株会社が10分の1超3分の1以下の議決権保有のみにより支配関係を有する関係会社については、マスメディア集中排除原則においては「支配関係」に当たらないものとみなすこととし、規制強化とならないように配慮しているところです。</p> <p>○ 「特定役員」の定義は、マスメディア集中排除原則及び外国性の排除における役員規制の解釈・運用の明確化を図るものです。</p> <p>放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号。以下「改正放送法」という。）附則第7条において、マスメディア集中排除原則の適用について施行日から起算して1年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとし、改正放送法附則第8条において、認定放送持株会社の関係会社に係る届出について施行日から起算して3月以内に届け出る</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>○ 「放送政策に関する調査研究会第一次取りまとめ」（平成25年8月）で「引き続き検討」とされたマスメディア集中排除原則の緩和をはじめとする当連盟の諸要望については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。</p> <p>○ なお、マスメディア集中排除原則に関する現行の2つの省令が1つの新省令に置き換わるなど、制度の体系や記述が大幅に変わることから、民放事業者などへの十分な周知を行っていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【（一社）日本民間放送連盟】</p>	<p>こととする経過措置を規定しているところです。</p> <p>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>○ 民放事業者などへの周知に努めてまいります。</p>
11	<p>○ 一般社団法人衛星放送協会は、これまで衛星放送事業の確立と普及につとめ、衛星放送業界全体のさらなる発展を目指し活動してきました。この度の放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案について、当協会は、概ね賛同致します。</p> <p>【1① 認定放送持株会社の認定に関する事項】</p> <p>○ 認定放送持株会社の「関係会社」について、マスメディア集中排除原則に基づき、従前に比べより明確化されたことを支持いたします。</p> <p>【2 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令案】</p> <p>○ 従前に比べ衛星基幹放送における取締役の割合を含め、「特定役員」の範囲が明確化されたことを支持いたします。</p> <p>○ 今後、放送法の改正や省令等の見直し、また、マスメディア集中排除原則などの見直しの際には、衛星放送事業に直接的な影響が少ない場合であっても、</p>	<p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>【1① 認定放送持株会社の認定に関する事項】</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>【2 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令案】</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>事前に必要十分なヒアリングをもって、検討されることを強く要望いたします。</p> <p>【(一社)衛星放送協会】</p>	
12	<p><b>【認定放送持株会社による基幹放送事業者の議決権保有規制】</b></p> <p>○ 経営の自由度の拡大に資するものとして、適切と考えます。ただし、子会社も含め、「12地域」という上限については、実需や切迫性を勘案しつつ、柔軟に緩和していただくことを引き続き要望します。</p> <p><b>【認定放送持株会社の資産割合制度】</b></p> <p>○ 資産割合制度の計算方法について、子会社等の株式に加えて放送業務用有形固定資産や放送業務に係る流動資産等が分子に計上されることになったことは、認定放送持株会社による適切なグループ経営、機動的な資源配分に資するものであり、適切と考えます。</p> <p><b>【役員兼任規制】</b></p> <p>○ 基幹放送事業者間の役員兼任規制について、経営の自由度を高めるため、放送法の上限である1/3まで緩和することを引き続き要望します。</p>	<p><b>【認定放送持株会社による基幹放送事業者の議決権保有規制】</b></p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。なお、「12地域」の上限の緩和について頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p><b>【認定放送持株会社の資産割合制度】</b></p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p><b>【役員兼任規制】</b></p> <p>○ 今回の改正により、経営基盤強化計画認定制度を活用する場 合については、5分の1超3分の1以下の役員兼任を特例として認めることとしております。</p> <p>その他の場合における役員兼任規制については、頂いた御意見は今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>



No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>【衛星基幹放送に関する規制】</p> <p>○ 近年の衛星基幹放送の事業者数の増加などを踏まえ、経営の選択肢を増やすため、認定放送持株会社が支配できる衛星基幹放送のトラポン規制について、大幅に整理・緩和することを引き続き要望します。</p> <p>【(株)フジ・メディア・ホールディングス】【(株)フジテレビジョン】</p>	<p>【衛星基幹放送に関する規制】</p> <p>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>
13	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <p>○ 弊社は関東広域圏であることから本制度の対象外ではありますが、指定放送対象地域に指定された場合でも、認定申請は放送事業者の自主自律的な経営判断による任意のものであることが担保されるのであれば、ラジオ放送事業者の経営の選択肢を広げる観点から、その趣旨については賛同いたします。</p> <p>【(株)文化放送】</p>	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。なお、ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる「任意」の制度です。</p>
14	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <p>○ 経営基盤強化計画認定制度は、民放事業者の経営の選択肢を広げるという観点から、その趣旨や方向性について賛成する。</p> <p>○ 放送の「地域性」は、地上ラジオ・テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素である。経営基盤強化計画認定制度の運用は、放送対象地域制度自体の形骸化をもたらすことがないよう、民放事業者の意見を十分に踏まえた議論・検討が必要である。</p> <p>○ 本制度の今後の運用では、個々の民放事業者の考え方や要望を十分に汲みあげ、対象規制緩和項目の追加、指定放送対象地域の追加等、適切な制度の見直しが検討されることを希望する。</p> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】</p> <p>○ 認定放送持株会社の認定の要件の緩和、マスメディア集中排除原則の緩和は、民放事業者の経営の選択肢の拡大に役立つのでおおむね賛成である。</p>	<p>【経営基盤強化計画認定制度について】</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>○ 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものいたします。</p> <p>【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】</p> <p>○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>○ 整備案は、認定放送持株会社の「関係会社」の支配の定義を地上基幹放送事業者の「議決権保有10%超」等と規定しており、多くの地上基幹放送事業者が新たに「関係会社」として諸規制の適用を受けることになる。放送対象地域が重ならず、かつ認定放送持株会社による実質的な経営への関与度の低い地上基幹放送事業者については「関係会社」の位置付けから外すべきである。</p> <p>○ 制度の体系や記述が大幅に変わることから、民放事業者などへの十分な周知が行われることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株毎日放送】</p>	<p>○ 認定放送持株会社は、自ら基幹放送事業者となつてはならないこととされており、また、その傘下には複数の放送対象地域にわたる複数の基幹放送事業者が属することとなることが想定される会社であることから、このようなそもそも放送対象地域の概念のない認定放送持株会社に係る支配関係の定義については、制度の適用がいたずらに複雑かつ不安定となることがないよう、今般、一律に議決権支配の基準を「議決権保有10%超」としたものです。</p> <p>ただし、認定放送持株会社が10分の1超3分の1以下の議決権保有のみにより支配関係を有する関係会社については、マスメディア集中排除原則においては「支配関係」に当たらないものとみなすこととし、規制強化とならないように配慮しているところです。</p> <p>○ 民放事業者などへの周知に努めてまいります。</p>
15	<p>○ア 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が、いずれも県域放送に係るものであり、かつ、次のいずれかに該当することについての追記</p> <p>(ア) 隣接するもの（北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、岡山県と香川県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県の区域は、それぞれ隣接するものとして扱う。）又は隣接して連続するもの（当該放送対象地域のうちの放送対象地域に当該放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にあるものに限る。）であること。</p>	<p>○ 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。なお、経営基盤強化計画認定制度は、地方局の再編を可能とするための制度ではございません。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>(イ) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ウ) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(エ) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>追記</p> <p>(オ) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(カ) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(キ) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ク) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県及び新潟県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ケ) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県及び静岡県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(コ) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(サ) 山梨県、長野県及び新潟県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(シ) 新潟県、長野県、富山県、石川県及び福井県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ス) 愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(セ) 愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県及び福井県の各区域を併せた全</p>	

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	<p>てを含む地域であること。</p> <p>(ソ) 愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県及び静岡県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(タ) 富山県、石川県及び福井県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(チ) 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県及び徳島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ツ) 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、及び福井県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(テ) 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県及び徳島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ト) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、香川県、徳島県及び高知県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ナ) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ニ) 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ヌ) 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>(ネ) 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた全てを含む地域であること。</p> <p>以上これらの地域で民放の中波ラジオ局、超短波ラジオ局、テレビ局全ての地方局の再編ができるようになります。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>	

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
16	<p>【放送法施行規則第三節の二 経営基盤強化計画の認定（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）第九十一条の三 法第一百六条の三第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。）とする。】</p> <p>○ 放送対象地域は「地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わるとともに、住民の生命・財産等を守るための災害放送の運用単位として 機能すべき」であり、「特定放送番組同一化」に関する同一番組の割合を「80%超（必須）」と規定することについては賛同しかねます。</p> <p>○ 特に、この制度の対象とされたラジオメディアについては、地域密着の放送として長い間地域住民に愛され、生活の一部として聴取していただいております。かつ、災害報道におけるラジオへの国民の期待は、ここ数年、より一層大きくなってきています。</p> <p>特定放送番組同一化が100%となるような事態は、ラジオメディアの価値を逆に下げってしまうものと考えます。</p> <p>同一化の割合について 規制するのであれば、「80%下限」ではなく、むしろ、「80%上限」（割合については慎重な議論が必要）とし、地域向けの番組（情報）の時間帯を一定割合以上義務づける方向性の方が、地域文化の多様性を発信する県域ラジオメディアとしての放送文化を守り、国民のニーズを反映した考え方として適当であると考えます。</p> <p>○ 経営基盤強化のみを優先した本条文の乱用により、県域ラジオメディアの本来の存在意義を無くすのみならず、既存のネットワークの秩序を乱さないような運用をお願いするものであります。</p>	<p>【放送法施行規則第三節の二 経営基盤強化計画の認定（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）第九十一条の三 法第一百六条の三第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。）とする。】</p> <p>○ 民放テレビにおけるローカル番組比率の全国平均や地上民放ラジオにおける報道番組比率の全国平均等の数値を参考にしつつ、「特定放送番組同一化」に関する同一番組の割合を「80%」とするものです。</p> <p>○ 同一化の割合に関する御意見については、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）による改正後の放送法第116条の3第2項第5号イの規定に基づき同一化の割合の下限を規定しているものです。</p> <p>また、地域向け放送番組に関する御意見については、特定放送番組同一化を行う場合の認定の要件の1つである「地域性確保措置」の取組のモデルケースとして、放送法関係審査基準の改正案第10条の9（5）イ（イ）及びウ（イ）に例示しているところ です。</p> <p>○ 今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>

No.	意見（全文）【提出者名】	総務省の考え方
	【株エフエム東京】	